

2022年
10月1日
スタート!



誰もが大切な人と暮らせるまちへ

越前市

ECHIZEN CITY PARTNERSHIP

パートナーシップ 宣誓制度

“普通”や自分の価値観を他人にあてはめず、一人ひとりの生き方を尊重してください。
私たちはここで、一緒に生きているのですから。

(越前市在住 当事者の声)

パートナーシップ
宣誓制度
ってどんな制度?

一方または双方が**性的少数者**である2人が、互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合うことを約束した関係であることを、市に宣誓し、市が2人のパートナーシップ関係を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付する制度です。

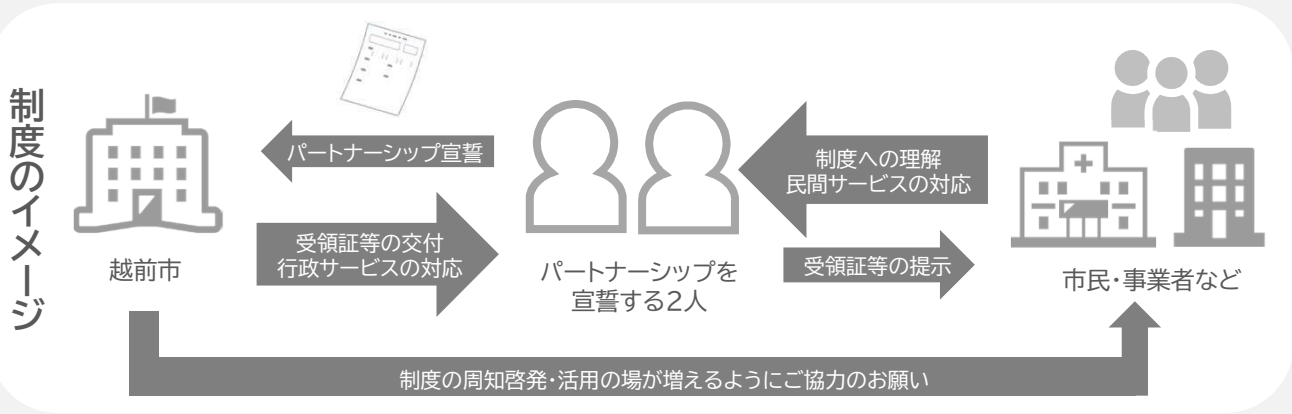
性的少数者とは?

好きになる性(性的指向)が
異性愛のみでない方
または
自認している性(性自認)が
戸籍上の性別と異なる方
を言います。

お店や病院などで、パートナーであることを証明するために、受領証等が提示される場合があります。
この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、悩みや生きづらさを抱えているお二人の思いを尊重するものです。
市民、事業所等の皆様におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

市民・事業者の皆様へ

越前市パートナーシップ宣誓制度



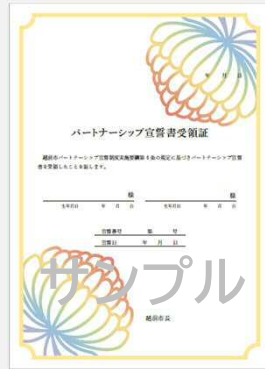
パートナーシップ宣誓できる方

下記の項目をすべて満たしている必要があります。

- 1 成年に達していること
- 2 市内に住所を有していること、
又は3か月以内に転入を予定していること
- 3 配偶者がいないこと
- 4 他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- 5 宣誓する方向士が近親者でないこと

パートナーシップ関係を証明するもの

受領証



受領証カード



※デザインは他にもあります



その他 多様な性に関すること(市HP)

→基礎知識



→相談機関



お問い合わせ先

越前市総務部 市民協働課 ダイバーシティ推進室
☎ 0778-22-3293 ✉ ombud@city.echizen.lg.jp

